

## 『紛争鉱物に対する取り組み』

### 1. 主旨

アフリカのコンゴ民主共和国およびその近隣国などの紛争地域で採掘された鉱物が武装勢力の資金源となり、人権侵害や紛争を引き起こしていることが懸念されています。

株式会社小野測器は、これらの紛争鉱物問題を重大な課題として認識し、調達先様と協力し、紛争鉱物を可能な限り使用しないよう努めています。

調達先様におかれましては、上記の趣旨をご賢察のうえ、ご協力お願い致します。

### 2. 定義

#### (1) 紛争鉱物

製品を構成する部品等に使用されている材料に関し、米国金融規制改革法（ドッド・フランク法）などの規制対象となっている鉱物資源を示します。

#### (2) 紛争鉱物に関する欧米の規制

米国ドッド・フランク法は、リーマン・ショックを踏まえ、2010年にオバマ前政権が導入した金融規制であり、その1502条において、紛争鉱物に関する規制が盛り込まれました。

この規制では「米国での上場企業」に対し、製品の機能又は製造に紛争鉱物を含まれているかをチェックし、開示することを求めています。

欧州も同様にEU紛争鉱物規則が規定する鉱物の原材料輸入のみを対象としています。

#### (3) 対象とする鉱物

すず、タンタル、タングステン、金の4つの鉱物を示します。

### 3. 調達先様への要望事項

紛争鉱物を商品に使用することが人権侵害に間接的に加担するという考え方から、株式会社小野測器では、下記の項目を調達先様に要望致します。

- ・株式会社小野測器の紛争鉱物に対する取り組みに同意いただく
- ・調達先様にて紛争鉱物対応方針を定めていただく
- ・調達先様の商品に不当な方法で採掘された紛争鉱物を含まない仕組みを構築し、確認いただく
- ・株式会社小野測器の紛争鉱物含有調査にご協力いただく

2020年8月3日 発行

株式会社 小野測器

品質保証ブロック